

「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」（平成24年5月8日付け24水漁第248号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
1～3 （略） 4. 確認の申請書の提出 （1）確認書の申請者は、活のかんぱち稚魚を運搬する船舶ごとに、活のかんぱち稚魚の養殖用の確認申請書（別紙様式1）<u>（以下「申請書」という。）</u>に必要事項を記載し、活のかんぱち稚魚の活込みを予定している養殖施設の存在する漁場に対して漁業権の免許を付与している県における発給機関に提出することとする。 （2） （略） 5～8 （略） （別紙様式1） 年 月 日 確認書の発給機関の長 殿 （申請者）住所 氏名 <u>連絡先</u> 活のかんぱち稚魚の養殖用の確認申請について 下記の活のかんぱち稚魚（全長15cmを超え30cm以下のもの）につ	1～3 （略） 4. 確認の申請書の提出 （1）確認書の申請者は、活のかんぱち稚魚を運搬する船舶ごとに、活のかんぱち稚魚の養殖用の確認申請書（別紙様式1）に必要事項を記載し、活のかんぱち稚魚の活込みを予定している養殖施設の存在する漁場に対して漁業権の免許を付与している県における発給機関に提出することとする。 （2） （略） 5～8 （略） （別紙様式1） <u>平成</u> 年 月 日 確認書の発給機関の長 殿 （申請者）住所 氏名 <u>記名押印又は署名</u> 活のかんぱち稚魚の養殖用の確認申請について 下記の活のかんぱち稚魚（全長15cmを超え30cm以下のもの）につ

いて、養殖用の確認書の発給を申請します。 (略) (別紙様式 2) (文書番号〇〇〇) 年 月 日 確認書の申請者 殿 確認書の発給機関の長 活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について 年 月 日付けで申請のあった下記の活のかんぱち稚魚については、養殖用であることを確認しました。 当該稚魚は、3 月 1 日から 7 月 3 1 日までの間に税関へ輸入申告及び確認書の提出をしないと、輸入割当ての対象外とはなりません。 また、当該稚魚の輸入許可及び養殖施設への活込みが共に終了した後、活のかんぱち稚魚の活込み確認書（別紙様式 3）の写しを提出してください。この写しを提出していない場合、この確認書に相違して 3 0 c m を超える活のかんぱち稚魚を輸入した場合、又は輸入した活のかんぱち稚魚を養殖用以外に使用した場合には、以後、活のかんぱち稚魚の養殖用の確認書を発給しないことがありますので、留意願います。 記 1 (略)	いて、養殖用の確認書の発給を申請します。 (略) (別紙様式 2) (文書番号〇〇〇) 平成 年 月 日 確認書の申請者 殿 確認書の発給機関の長 活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について 平成 年 月 日付けで申請のあった下記の活のかんぱち稚魚については、養殖用であることを確認しました。 当該稚魚は、3 月 1 日から 7 月 3 1 日までの間に税関へ輸入申告及び確認書の提出をしないと、輸入割当ての対象外とはなりません。 また、当該稚魚の輸入許可及び養殖施設への活込みが共に終了した後、活のかんぱち稚魚の活込み確認書（別紙様式 3）の写しを提出してください。この写しを提出していない場合、この確認書に相違して 3 0 c m を超える活のかんぱち稚魚を輸入した場合、又は輸入した活のかんぱち稚魚を養殖用以外に使用した場合には、以後、活のかんぱち稚魚の養殖用の確認書を発給しないことがありますので、留意願います。 記 1 (略)
--	--

2 (表面略)

(裏面)

税関申告 番号(申告 年月日)	輸入許可数量・ 重量		魚艙 番号	残数量・重量		許可年月日及び <u>税関受理印</u>
	数量(尾 数)	重量 (KG)		数量 (尾数)	重量 (KG)	

(発給機関担当者連絡先)

(別紙様式3)

年 月 日

確認書の申請者 殿

活のかんぱち稚魚の活込みの確認を行う団体名

住所

氏名

2 (表面略)

(裏面)

税関申告 番号(申告 年月日)	輸入許可数量・ 重量		魚艙 番号	残数量・重量		許可年月日及び <u>税関</u>
	数量(尾 数)	重量 (KG)		数量 (尾数)	重量 (KG)	

(別紙様式3)

平成 年 月 日

確認書の申請者 殿

活のかんぱち稚魚の活込みの確認を行う団体名

住所

氏名

連絡先	記名押印又は署名
1. 年 月 日付け（文書番号〇〇〇）により養殖用の確認がなされた活のかんぱち稚魚について、以下のとおり活込みを確認しました。 （１）～（３） （略） 2. 年 月 日付け（文書番号〇〇〇）により養殖用の確認がなされた活のかんぱち稚魚について、以下のとおり数量（尾数）を確認しました。 （表略）	1. 平成 年 月 日付け（文書番号〇〇〇）により養殖用の確認がなされた活のかんぱち稚魚について、以下のとおり活込みを確認しました。 （１）～（３） （略） 2. 平成 年 月 日付け（文書番号〇〇〇）により養殖用の確認がなされた活のかんぱち稚魚について、以下のとおり数量（尾数）を確認しました。 （表略）

附 則（令和３年３月１日付け２水漁第１３８０号）

- 1 この通知は、令和３年３月１日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。